

岩手県告示第714号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、平成24年度県民生活習慣実態調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成24年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に対する意識等を調査し、「健康いわて21プラン」（平成13年6月策定）の推進状況を把握することにより、平成25年度の「健康いわて21プラン」最終評価と次期岩手県健康増進計画の策定に資することを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 平成22年国勢調査地区において設定された地区から各保健所が管轄する地域ごとに無作為に抽出した県内12地区の世帯及び満1歳以上の世帯員
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 身体状況調査票 身長・体重、腹囲、血圧測定及び問診（服薬、運動状況等）
 - イ 歯科疾患実態調査口腔診査票 歯・歯周組織の状況、補綴処置の状況・必要度及び顔面頸部、粘膜その他の異常
 - ウ 栄養摂取状況調査票 世帯状況、食事状況（1日）、食物摂取状況（1日）、1日の身体活動量（歩数）
 - エ 県民生活習慣状況調査票 日常生活で感じていること、健康づくりの知識や取組、食生活状況、喫煙の状況や受動喫煙の知識、飲酒の状況、心の健康、メタボリックシンドロームの知識、COPD（慢性閉塞性肺疾患）に関する知識、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、社会的環境（地域のつながり）、健診・保健指導、家庭での事故防止対策及び健診・保健指導の受診状況
 - オ 歯科疾患実態調査アンケート調査票 甘物の摂取及び歯磨きの状況その他の歯の健康管理
 - (2) 基準となる期日又は期間 平成24年11月1日
- 4 報告を求める者 約500世帯に属する約1,500人の世帯員
- 5 報告を求めるために用いる方法 身体状況調査は、被調査者を会場に集めて医師、保健師等が調査項目の計測及び問診を実施する。歯科疾患実態調査口腔診査は、身体状況調査に併設し、被調査者に歯科医師が問診及び口腔内診査を行い、歯科衛生士が記録を行う。栄養摂取状況調査は、管理栄養士・栄養士が世帯を訪問し、世帯の代表者及び主に食事づくりを行っている世帯員に面接の上、記入方法を指導しながら実施する。県民生活習慣状況調査及び歯科疾患実態調査アンケート調査に係る調査票は、栄養摂取状況調査時に併せて配布し、被調査者本人が記入する。なお、被調査者が14歳以下の子ども及び高齢のために回答が困難な者については、家族が代理記入する。配布した調査票は、身体状況調査会場で回収するが、会場に来られなかった被調査者に対しては、訪問又は郵送にて回収する。
- 6 報告を求める期間 平成24年11月1日から同月30日まで